

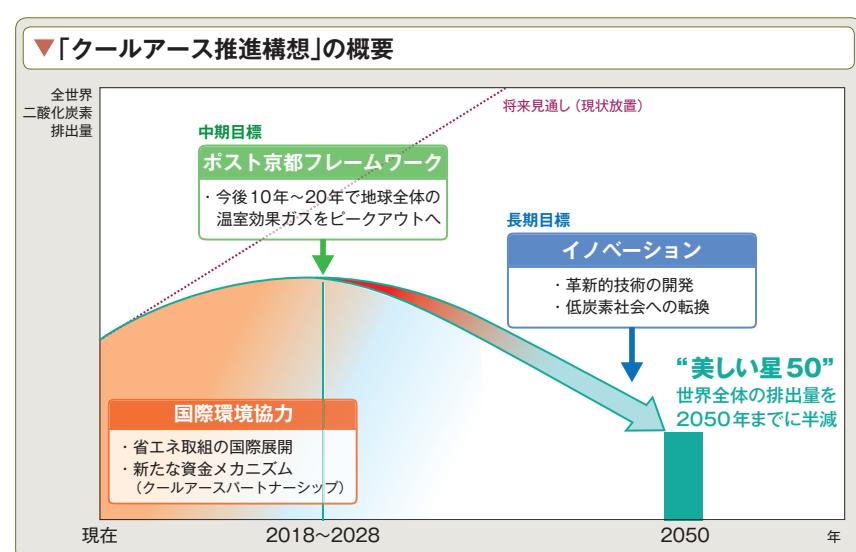
長期的な温暖化対策の必要性

「クールアース50」と「クールアース推進構想」

わが国では、2007年5月、安倍前首相が、地球温暖化問題についての戦略を盛り込んだ「クールアース50」を提案しました。これを受け、2008年1月、福田首相は、ダボス会議において、「クールアース50」を実現する手段として、①ポスト京都フレームワーク、②国際環境協力、③イノベーションの3つの柱からなる「クールアース推進構想」を発表しました。

「ポスト京都フレームワーク」では、世界の排出量を10～20年の間にピークアウト(増加傾向から減少傾向へ転ずること)させ、2050年には少なくとも半減させること、主要排出国とともに国別総量削減目標を掲げて温室効果ガス削減に取り組むこと、さらに、目標設定にあたっては削減可能量を積み上げ、削減負担の公平さを確保することを挙げています。

「国際環境協力」では、世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率を改善する目標を世界で共有すること、「イノベーション」では、革新技術の開発と低炭素社会への転換を図ること等を挙げています。



低炭素社会づくりに向けて

「低炭素社会づくり」について環境省では、2006年2月から、日英共同研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト」を進めています。低炭素社会に関する日英連携による研究や、世界各国の研究を集大成する国際ワークショップの開催等を行っています。

わが国では、2004年4月より、(独)国立環境研究所を中心に脱温暖化2050研究プロジェクトを行っています。2007年に公表された報告書では「わが国が、2050年までに二酸化炭素を70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能」と結論づけています。また、2008年5月には「低炭素社会に向けた12の方策」を発表しています。

脱温暖化2050研究プロジェクト
ホームページアドレス : http://2050.nies.go.jp/index_j.html

▼各国の2050年の温室効果ガス削減目標

| | |
|------|---|
| 英國 | 1990年比60%削減 (Government proposals for strengthening the Climate Change Bill February 2008) |
| フランス | 1990年比75%削減 (Framework Law on Energy (in French)) |
| ドイツ | 1990年比80%削減 (The Future in Our Hands 21 Climate Policy Statements for the 21st Century) |
| EU | 先進国(EU含む)で1990年比 60～80%削減について合意 (Council of the European Union, March 2007 Summit, Presidency Conclusion) |

国際交渉の流れ

2008年のG8サミットは日本を議長国として開催され、環境問題が最重要課題として大きく取り上げられる予定です(洞爺湖サミット)。これに先立って、2008年5月には環境担当閣僚が一堂に会するG8環境大臣会合が開催されました。

また、2008年にはポーランド、2009年にはデンマークでCOP及びCOP/MOPが開催されます。京都議定書の第一約束期間が終了する2013年以降の枠組に関しては、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWGLCA)」及び「京都議定書の下での附属書I国との更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG)」において議論されています。

▼国際交渉の流れ

| | |
|----------|---|
| 2008年5月 | G8環境大臣会合(神戸) |
| 2008年6月 | 補助機関会合(SB)(ドイツ) AWGLCA2、AWG5.2(ドイツ) |
| 2008年7月 | 洞爺湖サミット(北海道) |
| 2008年8月 | AWGLCA3、AWG6.1(ガーナ) |
| 2008年12月 | COP14・COP/MOP4(ポーランド) 補助機関会合(SB)(ポーランド) AWGLCA4、AWG6.2(ポーランド) |
| 2009年12月 | COP15・COP/MOP5(デンマーク) |

わが国の温暖化対策

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点

わが国では、京都議定書を受けて、1998年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」を制定し、その後も改正を重ね、さまざまな取組を進めています。2008年6月の改正後における法律の要点は以下のとおりです。

京都議定書目標達成計画

- ▶ 政府は、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、各主体の講すべき対策、事業者の計画等について定める京都議定書目標達成計画を策定。

地球温暖化対策推進本部

- ▶ 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣を副本部長、全閣僚を本部員とする地球温暖化対策推進本部を設置。

国・都道府県・市町村の実行計画

- ▶ 国・都道府県・市町村が、それぞれの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスについて自らが率先して削減努力を行う実行計画を策定
- ▶ 都道府県・政令指定都市・中核市・特例市は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に関する事項を実行計画に盛り込むとともに、都市計画等の施策は実行計画と連携して排出抑制が行われるよう配意する。

排出抑制等指針

- ▶ 事業者に対して、排出抑制等のための具体的な取組内容や定量的な排出原単位による水準を示し、事業活動や日常生活における排出抑制を推進。

CO₂排出量の見える化の促進

- ▶ エネルギー供給や事業に伴うCO₂排出量の見える化の推進。

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ▶ 企業単位・フランチャイズチェーン単位で温室効果ガスを一定量以上排出する者に、排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進員

- ①全国センター：地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことを目的として、環境大臣が設置。
- ②地域センター：地域における普及啓発を行うことを目的として、都道府県知事、政令指定都市・中核市・特例市の長が設置。
- ③推進員：温暖化対策の知見を有し普及啓発等の経験に富む者が、都道府県知事や政令指定都市等の長の委嘱により住民への啓発や助言等を行う。

その他

- ▶ 日本全体の総排出量の公表
- ▶ 地球温暖化対策地域協議会の設置
- ▶ 森林整備等による温室効果ガス吸収源対策の推進
- ▶ 京都メカニズムの推進・活用に向けた取組
 - ・クレジット(算定期当量)を管理する割当口座簿を整備
 - ・植林CDM活用のための手続を整備
- ▶ 温室効果ガス排出量が少ない日常生活用製品等の普及促進
- ▶ ライフスタイルの改善の促進

京都議定書目標達成計画に基づく取組

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)で定めています。同計画に基づき、これまで自動車の燃費改善や機器の効率向上の推進等を着実に進めてきましたが、2008年3月28日に、住宅・建築物の省エネ性能のさらなる向上、トップランナー機器等の対策の強化、工場・事業場の省エネルギー対策の拡充、自動車の燃費の一層の改善等、対策・施策の追加・強化を盛り込んだ改定計画を閣議決定しました。

クールアース50で提案した長期目標(「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」)の達成に積極的に貢献するため、まずは京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図り、さらに、長期的・継続的かつ大幅な排出削減を実現していきます。

▼ 2010年度の温室効果ガス排出量の見通し

